

国立大学法人東京医科歯科大学における新型コロナウイルス

患者の対応等に係る手当の支払いに関する運用

〔 令和2年5月19日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大による、病院等における感染リスク等を考慮して、危険手当を支給するに際して、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則第35条、国立大学法人東京医科歯科大学役員給与規則第14条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(手当支給の対象)

第2条 危険手当は次の各号のいずれかに該当する役職員に対して支給する。

- (1) PPE防護服を装着の上、新型コロナウイルスに係る診療・検査等を行った者。
- (2) PPE防護服の装着に準ずる、新型コロナウイルスに係る危険な業務を行い、当該手当支給について病院長及び所属長が認めた者。
- (3) 新型コロナウイルス感染者又は同ウイルス感染が強く疑われる者に係る診療、検査、介助、医療機器の操作等に従事するなど感染リスクの高い業務を常態的に行っていることについて、病院長が認めた者。

(手当額)

第3条 前条の手当の額は、前条で規定する業務に従事した日1日につき3,000円とする。

(その他)

第4条 特別の事情により、この運用によることができない場合又はこの運用によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この運用は、令和2年5月19日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則 (令和2年6月29日制定)

この運用は、令和2年6月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月30日制定)

- 1 この運用は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この運用の施行日の前日以前に係る、本運用第2条で規定する業務従事による手当の支給については、改正後の運用にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この運用については、東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業の実施状況や本学の新型コロナウイルス感染症の対応状況等に鑑みて、必要に応じて、当該手当額の変更等の見直しを行うものとする。

附 則（令和3年9月22日制定）

この運用は、令和3年10月1日から施行する。